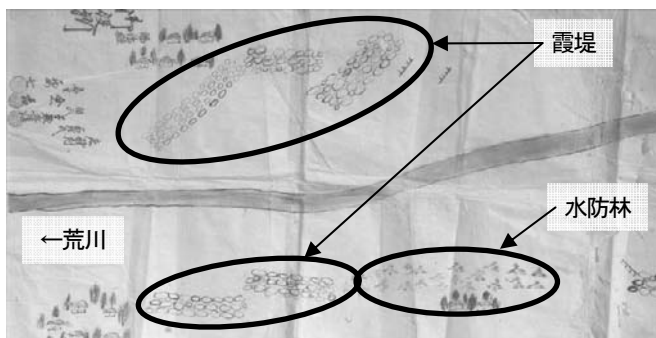


阿武隈川支川荒川沿川に分布する歴史的霞堤について

○日本大学理工学部 社会交通工学科 正会員 横山 公一
 (株)プランニングネットワーク 正会員 伊藤 登
 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 非会員 水越 崇
 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 非会員 畑井 言介

1. 荒川流域における治水の歴史と歴史的霞堤

福島市内を流れる荒川は、急流河川であるが故に古くから度々災害を起こしており、古くは藩の施策等により、宅地や耕地の保護、氾濫流の抑制を目的として、水防林の植林と共に、主に水防林内に霞堤の築造が行われてきた。これら治水事業は荒川が作りだした扇状地を中心に行われ、万治2年(1659)～宝暦10年(1760)の植林及び築堤、延宝8年(1673)の築堤等、記録に残っているものだけでも江戸前期にまで遡ることができる。またこの当時、荒川の両岸で霞堤の高さを競い合い、これがもとで左右岸の地区同士で争いが起ったという記録も残っているなど、荒川の災害が地域住民の社会生活に与える影響は、直接的にも、間接的にも甚大であった。明治3年に作成された古地図を以下に示すが、荒川の左右岸に水防林と共に霞堤の様子が描かれていることが分かる。



■霞堤が描かれた古地図(明治3年/福島市史編纂室所蔵)

【荒川の主な水害と霞堤築堤の歴史(江戸～明治)】

年	荒川における主な水害/霞堤の築堤
寛永14年 1637	大雨による大洪水が発生し佐原山各所崩落
万治2年 1659 ～宝暦10年 ～1760	荒川水林(川石田)築堤
延宝元年 1673	佐原水保村に1000mの築堤
寛延元年 1748	荒川筋10ヵ村組合、水林地内の川除け(堤防)を普請
文化7年 1810	荒川氾濫塚田石積30間、堤防40間流失
安政5年 1858	長雨洪水、荒川筋水林(川石田)で新規石積みの抗争
明治2年 1869	這原堤防決壊、庄野中央の耕作地被害
明治3年 1870	4ヶ村及び日之倉堤防決壊流失
明治22年 1889	上名倉字染内の堤防決壊
明治43年 1910	洪水(台風)により堤防が決壊し、流路が一時的に変わる(現在の小富士橋下流で左岸側へ流れ、須川に合流)。

大正期に築造されたと考えられるものが、主に水防林内(近年整備された霞堤の堤内地側)に点在している。具体的には、これまでに実施した調査結果から左岸に31基、右岸に37基の旧霞堤が確認されており、右岸にある1基を除いては全て、さくら橋(下流から約6.1km地点)の上流に立地している。また、これら旧霞堤の分布状況を見ると、右岸側では「A 水林自然林内」「B 日の倉橋右岸周辺」「C 日の倉橋右岸下流」、左岸側では、「D あづま公園橋左岸下流」「E 荒川橋左岸下流」に複数の旧霞堤がかたまって分布している(下図参照)。荒川流域では、大正11年(1922)までに水防林の多くが水害防備保安林に指定されたが、この早期における保安林指定と後年の直轄河川事業が連続堤防を施工せずに、新堤防を霞堤としたことが、今日において水防林と共に多数の旧霞堤が残される要因となっている。また上記A、D、Eは一般市民が集う公園等の敷地内及びその隣接地にあたるため、アクセスに優れ、現在でも多くの市民に親しまれている。



■旧霞堤の分布エリア

2. 現存する旧霞堤とその分布状況

現存する歴史的な霞堤(以降、旧霞堤と呼ぶ)は、江戸期～

3. 現存する旧霞堤の形状、構造の特徴

キーワード 霞堤、土木遺産、登録有形文化財、土木史

連絡先 〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1 日本大学理工学部社会交通工学科 TEL 047-469-5507

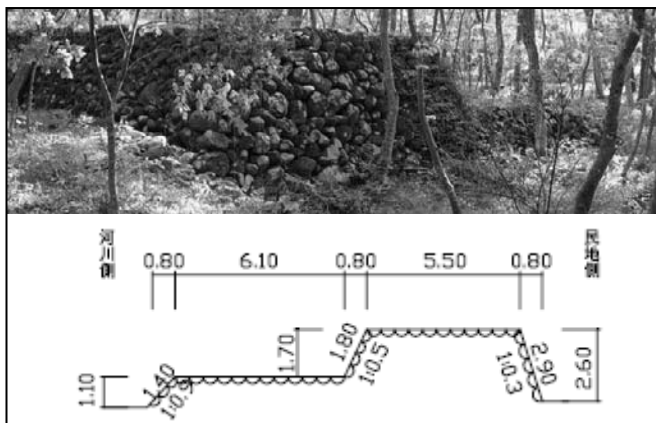
(1) 表面の状態・断面形状からみた旧霞堤のタイプ

これまでの調査結果から、現状における旧霞堤の表面の状態については、下表に示すA～Cの3タイプが確認されており、さらに、石積タイプ(Aタイプ)については、石が表面に直接露出しているものと、草木に覆われ直接石を確認しづらいものがある。また断面形状については、両側に法面がある「両側法面」、片側のみに法面がある「片側法面」の2種類が確認されている。これら表面の状態、断面形状の2つの観点から現存する旧霞堤を類型化すると、下記の8タイプに整理できる。

【表面の状態、断面形状からみた旧霞堤のタイプ分類】

霞堤表面の状態		断面形状	霞堤のタイプ
A: 石積	石が直接露出している	両側法面	A-1タイプ
		片側法面	A-2タイプ
	草木に覆われており、直接石を確認しづらい	両側法面	A-3タイプ
		片側法面	A-4タイプ
B: 土	両側法面	B-1タイプ	
	片側法面	B-2タイプ	
C: 石が点在(石積は確認できない)	両側法面	C-1タイプ	
	片側法面	C-2タイプ	

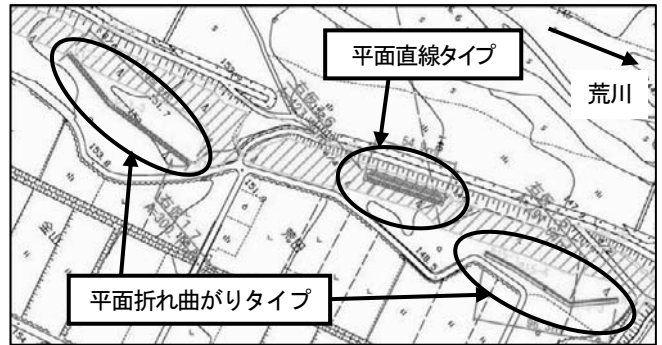
明治初頭の町村の状況を記した郷土誌「信達二郡村誌」(明治33年発行)には、「川石田一番堤防(中略)荒川に沿い石を積みて堤防とす」「二金坪堤防(中略)荒川に沿い地楊梅(堤防の芝生)を以て築く」とあり、築造当時において、石堤と土堤の2種類があることが分かっている。なお現段階においては詳細な構造調査は実施していないため、現状において表面に石が確認できない旧霞堤についても、土の下に石積が埋まっている可能性がある。また、現在「信達二郡村誌」に記述された旧霞堤(構造・規模・位置等の記載有)と、現地調査で確認された旧霞堤との位置関係の照合も試みたが、築堤から年月が経ち、周辺の状況や荒川自体の流れが変化していること等から、現地において確認された旧霞堤と記録に残されている旧霞堤との位置関係は必ずしも一致しなかった。



■A-1タイプの旧霞堤の例:右岸 11.8km 付近(水林自然林内)

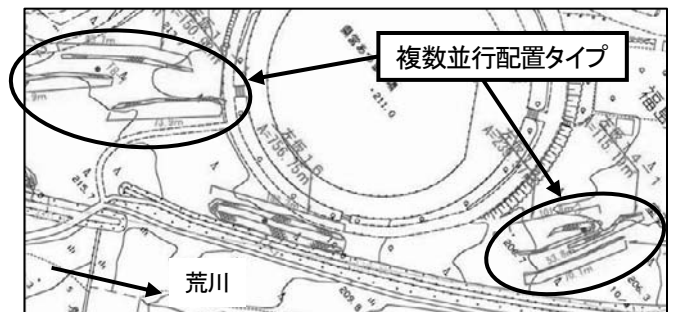
(2) 平面形状と配置状況からみた旧霞堤のタイプ

旧霞堤の平面形状については、平面的に折れ曲がり無くほぼ一直線に堤防が連続する「平面直線タイプ」と、部分的に折れ曲がりのある「平面折れ曲がりタイプ」の2タイプがあることが確認されている(下図参照)。またこの2タイプは、拙稿1.に示した明治3年当時の古地図でも確認できる。



■旧霞堤の平面形状の例(右岸 8.0～8.6km 付近)

また隣接する旧霞堤との配置の関係をみると、複数の旧霞堤が荒川に対して平行に重なって配置している「複数並行配置タイプ」も確認されている(下図参照)。霞堤の機能を考えると、複数の霞堤を平行に築造する必要性は小さいことから、これらについては、平行しているそれぞれの霞堤の築造年代が異なっている可能性が高いと考えられる。



■旧霞堤の配置状況の例(左岸 10.4～11.0km 付近)

4. 登録有形文化財の登録申請に向けて

荒川流域では、平成19年11月には旧霞堤も含めた「荒川流域の歴史的治水砂防事業」が土木学会選奨土木遺産に認定されている。また平成20年3月には荒川本川の歴史的な砂防堰堤9基が登録有形文化財として登録された。一方旧霞堤については、昨年度の段階で、その規模や保存状態の観点から、文化財としての価値が特に高い施設の選定作業が進められている。拙稿で述べたように、旧霞堤は水防林と共に、荒川流域において最も古くから造られてきた治水施設の一つであることから、今後は拙稿3.で述べた詳細な構造調査を実施するなど、登録有形文化財や水防林も含めた登録記念物への申請に向けてさらに調査・検討を進めることが望まれる。